

# 令和4年度 第1回佐賀県私立学校審議会

日 時 令和5年3月20日（月）14：00～

場 所 佐賀県庁 新館4階 特別会議室

佐 賀 県

# 佐賀県私立学校審議会 委員名簿

(令和4年9月1日現在)

区分	氏名	現職	任期(4年)	備考	
私立学校 校 代 表	中学校	手塚 秀司	北陵高等学校長	令和4(2022).8.16～ 令和6(2024).9.5	
	・高等学校	笠 慶宣	佐賀学園理事長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
	学校	檜崎 浩史	弘学館中学校・高等学校長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
	幼稚園	堤 孝雄	弥生が丘マイトリ一幼稚園長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
	園	福元 芳子	西九州大学附属三光幼稚園副園長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
	専・各	堤 和義	佐賀コンピュータ専門学校事務長	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
学 識 経 験 者		大場 芳博	佐賀県議会議員	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 明美	佐賀大学医学部看護学科教授	令和2(2020).9.6～ 令和6(2024).9.5	
		平野 智子	(株) キャリアサプライ代表取締役社長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		中津海 美和子	佐賀県私立中学高等学校保護者会連絡協議会長	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		古賀 友枝	公認会計士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	
		力久 尚子	弁護士	令和4(2022).9.1～ 令和8(2026).8.31	

**【諮問事項】**

第1号 藤影幼稚園の廃止認可について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2号 松若幼稚園の収容定員に係る学則の変更認可について・・・・・・・・ 2

第3号 北陵高等学校の学科の設置認可及び  
収容定員に係る学則の変更認可について・・・・・・・・・・・・ 5

**【その他報告事項】**

第4 4回九州地区私立学校審議会協議会について・・・・・・・・・・・・ 11

全国私立学校審議会連合会第77回総会について・・・・・・・・・・・・ 12

諮問第 1 号

藤影幼稚園の廃止認可について

1 設置者	学校法人藤影幼稚園
2 学校の名称	藤影幼稚園
3 位置	佐賀県佐賀市高木町 11-12
4 廃止の時期	令和 5 年 3 月 3 1 日
5 廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条に基づき「幼保連携型認定こども園」(施設)として認可を受ける予定(認可申請中)であり、法律上、同法に基づく単一の施設となるため。
6 園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き教育・保育を実施する。
7 教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園にて引き続き雇用する。
8 資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設等として、教育・保育のため引き続き使用する。

【根拠規定】

(1) 学校教育法第 4 条第 1 項

私立学校の廃止は、知事の認可を受けなければならない。

(2) 私立学校法第 8 条第 1 項

知事は、学校の廃止認可を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

諮問第2号

松若幼稚園の収容定員に係る学則の変更認可について

変更内容	松若幼稚園（三養基郡みやき町大字東尾 2798 番地）の収容定員に係る園則を変更する。	
	変更後	変更前
	<p>第11条 園児の定員は<u>105</u>名とします。</p> <p><u>附則</u> この園則は、<u>令和5年4月1日</u>から実施する。</p>	<p>第11条 園児の定員は<u>140</u>名とします。</p>
変更理由	幼稚園型認定こども園への移行に伴い、園舎を建て替える予定である。移行にあたり、園児教育の充実を図る意味で園児一人ひとりに行き届いた保育を目指すため、現状の定員数を適切なものにするため。	
変更時期	令和5年4月1日	

【根拠規定】

(1) 学校教育法第4条第1項

私立学校の収容定員の変更は、知事の認可事項である。

(2) 私立学校法第8条第1項

知事は、認可を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

## 松若幼稚園（施設型給付）の概況

- 1 設置者 学校法人松若学園 理事長 塚本顕誠  
 2 所在地 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾2798番地  
 3 設置認可 昭和49年12月 7日  
 4 園児数 各年度5月1日時点

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
園児数	2 6	2 6	2 3	2 6	4 5
定 員	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0

## 5 学級編制

幼稚園収容定員 140名

区 分	R 4
5 歳	—
4 歳	—
3 歳	—
計	1 4 0

※1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

【幼稚園設置基準第3条】

	令和5年4月1日以降	
	学級数	定員
5 歳	1	3 5
4 歳	1	3 5
3 歳	1	3 5
満3歳	—	—
計	3	1 0 5

6 幼稚園教職員数

	園長	副園長	主幹 教諭	指導 教諭	教諭	補助	事務	運転手	計
専任	1	1	1		5	2	1	1	12
兼任									

※園長のほか、学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人置かなければならない。

【幼稚園設置基準第5条第1項】

7 施設及び設備等の概要

区 分	面積等	【設置基準第8条及び9条】
園地	1766.12 m <sup>2</sup>	
運動場	634.05 m <sup>2</sup>	2学級以下：330+30×（学級数-1） 3学級以上：400+80×（学級数-3）
園舎	537.58 m <sup>2</sup>	1学級：180 m <sup>2</sup> 2学級以上：320+100×（学級数-2）
保育室数	3	保育室数は学級数（学級）を下回ってはならない。

【幼稚園設置基準第8条 別表第1及び別表第2、第9条】

諮問第3号

北陵高等学校の電気情報科、建築デザイン科、交通サービス科の設置認可及び収容定員に係る学則の変更認可について

(1) 電気情報科、建築デザイン科、交通サービス科の設置について

1 設置の目的	<p>社会情勢の変化や情報化社会の進展により、昨今の子どもたちの理科やものづくり離れは顕著であり、明確な進路意識のないままに進学先を決定する生徒が多い。そのため、生徒の特性や興味関心を重視し、個性の伸長を図り、進路意識を高めるために多様な学びの提供が不可欠である。また、今後の更なる少子化により入学者数の減少が見込まれている。</p> <p>そこで、社会情勢や多様な生徒のニーズに応えるため、現在7学科ある専門学科を電気、建設、交通、生活系列の4学科7コースとし、学園の安定経営の促進を図るとともに、私学独自の多様な学びや魅力ある教育を推進し、将来における社会情勢の変化にも順応する教育の場を提供することで、地域社会や産業界が望む人材育成に努めることを目的とする。</p>																																														
2 学科の名称	電気情報科、建築デザイン科、交通サービス科																																														
3 所在地	佐賀市高木瀬西3丁目7番1号																																														
4 設置者	学校法人江楠学園 理事長 江口 敏文																																														
5 概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の7学科2コースを4学科7コースに再編する。</li> <li>・ 電子科と電気科を統合し電気情報科（情報システムコース及び電気システムコース）、建築科と土木科を統合し建築デザイン科、自動車科と航空科を統合し交通サービス科（自動車エンジニアコース及びエアポートサービスコース）に再編するとともに、生活文化科を生活教養科に名称変更し、介護福祉士コース、こども・フードコース、ITコースの3コースとする。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="384 1503 1422 1966"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">再 編 案</th> </tr> <tr> <th>学科・コース</th> <th>収容定員</th> <th>学科・コース</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子科</td> <td>90</td> <td rowspan="2">電気情報科</td> <td>情報システム</td> </tr> <tr> <td>電気科</td> <td>105</td> <td>電気システム</td> </tr> <tr> <td>建築科</td> <td>90</td> <td colspan="2">建築デザイン科</td> </tr> <tr> <td>土木科</td> <td>90</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>自動車科</td> <td>210</td> <td rowspan="2">交通サービス科</td> <td>自動車エンジニア</td> </tr> <tr> <td>航空科</td> <td>75</td> <td>エアポートサービス</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活文化科</td> <td>介護福祉士</td> <td rowspan="3">生活教養科</td> <td>介護福祉士</td> </tr> <tr> <td>クリエイティブ</td> <td>こども・フード</td> </tr> <tr> <td></td> <td>IT</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td colspan="2">合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>840</td> <td>840</td> </tr> </tbody> </table>	現 行		再 編 案		学科・コース	収容定員	学科・コース	収容定員	電子科	90	電気情報科	情報システム	電気科	105	電気システム	建築科	90	建築デザイン科		土木科	90			自動車科	210	交通サービス科	自動車エンジニア	航空科	75	エアポートサービス	生活文化科	介護福祉士	生活教養科	介護福祉士	クリエイティブ	こども・フード		IT	合 計		合 計				840	840
現 行		再 編 案																																													
学科・コース	収容定員	学科・コース	収容定員																																												
電子科	90	電気情報科	情報システム																																												
電気科	105		電気システム																																												
建築科	90	建築デザイン科																																													
土木科	90																																														
自動車科	210	交通サービス科	自動車エンジニア																																												
航空科	75		エアポートサービス																																												
生活文化科	介護福祉士	生活教養科	介護福祉士																																												
	クリエイティブ		こども・フード																																												
			IT																																												
合 計		合 計																																													
		840	840																																												



6 開設の時期	令和6年4月1日
7 施設・設備	既設学科の施設・設備により対応する。
8 教職員	既設学科の教職員により対応する。
9 沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和37年 佐賀電波工業高等学校 設置（電子科）</li> <li>・昭和41年 電気科及び建築科を設置</li> <li>・昭和42年 自動車科を設置 学校名を「佐賀中央工業高等学校」に改称</li> <li>・昭和44年 航空機関科を設置</li> <li>・昭和45年 航空機関専攻科を設置</li> <li>・昭和46年 航空機関科を航空科に、航空機関専攻科を航空専攻科に改称</li> <li>・昭和48年 土木科を設置</li> <li>・昭和50年 航空専攻科を廃止</li> <li>・平成12年 学校名を「北陵高等学校」に改称 生活文化科を設置</li> <li>・平成30年 生活文化科クリエイティブコース開設</li> </ul>

**【根拠規定】**

(1) 学校教育法第4条第1項

私立学校の学科の設置は、知事の認可事項である。

(2) 私立学校法第8条第1項

知事は、認可を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

(2) 収容定員に係る学則の変更認可について

<p>1 変更内容</p>	<p>北陵高等学校（佐賀市高木瀬西）の収容定員に係る学則を変更する。</p> <table border="1" data-bbox="384 371 1382 1384"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 371 887 423">変更前</th> <th data-bbox="887 371 1382 423">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 423 887 1384"> <p>第二章 課程及び収容定員 (課程)</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>全日制 学科及び収容定員</p> <p><u>電子科 90名</u></p> <p><u>電気科 105名</u></p> <p><u>建築科 90名</u></p> <p><u>土木科 90名</u></p> <p><u>自動車科 210名</u> (整備士コース、機械技能士コース)</p> <p><u>航空科 75名</u></p> <p><u>生活文化科 180名</u> (介護福祉士コース 120名)</p> <p><u>(クリエイティブコース 60名)</u></p> <p>全日制課程計 840名</p> </td> <td data-bbox="887 423 1382 1384"> <p>第二章 課程及び収容定員 (課程)</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>全日制 学科及び収容定員</p> <p><u>電気情報科 240名</u> (情報システムコース)</p> <p><u>(電気システムコース)</u></p> <p><u>建築デザイン科 120名</u></p> <p><u>交通サービス科 240名</u> (自動車エンジニアコース)</p> <p><u>(エアポートサービスコース)</u></p> <p><u>生活教養科 240名</u> (介護福祉士コース)</p> <p><u>(こども・フードコース)</u> (ITコース)</p> <p>全日制課程計 840名</p> </td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>第二章 課程及び収容定員 (課程)</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>全日制 学科及び収容定員</p> <p><u>電子科 90名</u></p> <p><u>電気科 105名</u></p> <p><u>建築科 90名</u></p> <p><u>土木科 90名</u></p> <p><u>自動車科 210名</u> (整備士コース、機械技能士コース)</p> <p><u>航空科 75名</u></p> <p><u>生活文化科 180名</u> (介護福祉士コース 120名)</p> <p><u>(クリエイティブコース 60名)</u></p> <p>全日制課程計 840名</p>	<p>第二章 課程及び収容定員 (課程)</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>全日制 学科及び収容定員</p> <p><u>電気情報科 240名</u> (情報システムコース)</p> <p><u>(電気システムコース)</u></p> <p><u>建築デザイン科 120名</u></p> <p><u>交通サービス科 240名</u> (自動車エンジニアコース)</p> <p><u>(エアポートサービスコース)</u></p> <p><u>生活教養科 240名</u> (介護福祉士コース)</p> <p><u>(こども・フードコース)</u> (ITコース)</p> <p>全日制課程計 840名</p>
変更前	変更後				
<p>第二章 課程及び収容定員 (課程)</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>全日制 学科及び収容定員</p> <p><u>電子科 90名</u></p> <p><u>電気科 105名</u></p> <p><u>建築科 90名</u></p> <p><u>土木科 90名</u></p> <p><u>自動車科 210名</u> (整備士コース、機械技能士コース)</p> <p><u>航空科 75名</u></p> <p><u>生活文化科 180名</u> (介護福祉士コース 120名)</p> <p><u>(クリエイティブコース 60名)</u></p> <p>全日制課程計 840名</p>	<p>第二章 課程及び収容定員 (課程)</p> <p>第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>全日制 学科及び収容定員</p> <p><u>電気情報科 240名</u> (情報システムコース)</p> <p><u>(電気システムコース)</u></p> <p><u>建築デザイン科 120名</u></p> <p><u>交通サービス科 240名</u> (自動車エンジニアコース)</p> <p><u>(エアポートサービスコース)</u></p> <p><u>生活教養科 240名</u> (介護福祉士コース)</p> <p><u>(こども・フードコース)</u> (ITコース)</p> <p>全日制課程計 840名</p>				
<p>2 変更理由</p>	<p>社会情勢や産業構造の変化及び著しい少子化や職業意識の変化へ順応するため、学科の見直しや再編を実施するとともに、収容定員についても変更する。</p> <p>さらに、生活文化科から名称変更する生活教養科に令和6年度より、ITコースを設置する。</p> <p>具体的には、共通教科科目に加え、ネットワークシステムやプログラミングなど、ICTの知識や技能を習得することにより、ICT関連企業のネットワーク技術者やシステムエンジニアの育成を目指す。</p> <p>これに伴い、新コースの収容定員を確保するとともに、各科の収容定員について見直しを行う。</p> <p>なお、産業界が望む人材育成や志願者のニーズに応じた臨機なカリキュラム編成及び学習活動を実現するため、学科内の各コースの定員は設けない。</p>				
<p>3 変更時期</p>	<p>令和6年4月1日</p>				

**【根拠規定】**

(1) 学校教育法第4条第1項

私立学校の収容定員の変更は、知事の認可事項である。

(2) 私立学校法第8条第1項

知事は、認可を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

## 北陵高等学校の概況

- 1 設置者 学校法人江楠学園 理事長 江口 敏文  
 2 所在地 佐賀市高木瀬西 3 丁目 7 番 1 号  
 3 設置認可 昭和 3 7 年 4 月 2 1 日 (学校法人認可：昭和 3 5 年 3 月 1 0 日)  
 4 生徒数 各年度 5 月 1 日時点

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
生徒数	646	677	649	639	594

## 5 入学状況

学 科	H30	R1	R2	R3	R4
電 子 科	34	36	44	25	29
電 気 科	39	45	34	31	34
建 築 科	29	49	36	31	25
土 木 科	17	28	15	14	15
自動車科	56	53	61	54	62
航 空 科	13	13	8	14	12
生活文化科 (介)	6	17	12	9	15
生活文化科 (ク)	9	19	11	13	11
合 計	203	260	221	191	203

## 6 申請定員 (学級編制)

収容定員 電子科 90 名、電気科 105 名、建築科 90 名、土木科 90 名、  
 自動車科 210 名、航空科 75 名、生活文化科 180 名  
 ⇒ 電気情報科 240 名、建築デザイン科 120 名、  
 交通サービス科 240 名、生活教養科 240 名

変更前					変更後				
学 級 数	1 年 生	2 年 生	3 年 生	計	学 級 数	1 年 生	2 年 生	3 年 生	計
電 子 科	1	1	1	3	電 気 情 報 科	2	2	2	6
電 気 科	1	1	1	3					
建 築 科	1	1	1	3	建 築 デ ザ イ ン 科	1	1	1	3
土 木 科	1	1	1	3					
自動車科	2	2	2	6	交 通 サ ー ビ ス 科	2	2	2	6
航 空 科	1	1	1	3					
生活文化科	1	1	1	3	生 活 教 養 科	2	2	2	6

※ 1 学級の生徒数は、40 人以下を原則とする。

◎今回の変更は、建築科と土木科が統合され建築デザイン科、自動車科と航空科が交通サービス科となり、収容定員が減員となるため、建築デザイン科の学級数が各学年で1学級ずつ、交通サービス科の学級数が各学年で2学級ずつとなる。生活教養科は、収容定員が増員となるため、学級数が各学年で2学級ずつとなる。なお、統合後の電気情報科については、統合前と学級数の変更は無い。

【高等学校設置基準第7条】

## 7 教職員数

	校長	副校長	教頭	教諭	助教諭	養護教諭	講師	事務	実習教諭	実習助手	その他	計
高校専任	1	1	1	36	2	1	5	7	6	3	3	66

※教諭等の数は、収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

◎ITコースの新設に伴い、新たに商業科の教諭を1名採用予定。

【高等学校設置基準第8条】

## 8 施設及び設備等の概要

区 分	面積等	【設置基準第13条、14条】
校地	49,844.00 m <sup>2</sup>	
運動場	7,900.00 m <sup>2</sup>	8,400 m <sup>2</sup> 以上 (ただし、体育館を備えている場合は、この限りではない。)
校舎	11,262.00 m <sup>2</sup>	
教室等	9,458.00 m <sup>2</sup>	4,800 m <sup>2</sup> 以上【3,360+4×(収容定員-480)】普通教室、図書
体育館	1,804.00 m <sup>2</sup>	室、保健室、職員室 その他

【高等学校設置基準第13条、第14条、第15条】

第 4 4 回 九州地区私立学校審議会協議会について

会議名	第 4 4 回 九州地区私立学校審議会協議会
開催方法	書面協議
開催県	宮崎県
内 容	<p>○協議事項 1</p> <p>(1) 議題に係る意見交換について</p> <p>①収容定員増にかかる学則変更の対応について (提案県：長崎県)</p> <p>○協議事項 2</p> <p>(1) 全国私立学校審議会連合会総会への提出議題について</p> <p>上記①の「収容定員増にかかる学則変更の対応について」を私立学校審議会連合会総会への提出議題とすることに決定</p> <p>○協議事項 3</p> <p>(1) 九州地区私立学校審議会協議会の役員選任について</p> <p>①令和 5・6 年度の九州地区私立学校審議会協議会の会長について</p> <p>従前のおり、福岡県私立学校審議会会長が就任</p> <p>②令和 5・6 年度の九州地区私立学校審議会協議会の副会長について</p> <p>持ち回りにより、宮崎県私立学校審議会会長が就任</p> <p>○協議事項 4</p> <p>(1) 令和 5 年度九州地区私立学校審議会協議会の開催県について</p> <p>持ち回りにより「鹿児島県」に決定</p>

全国私立学校審議会連合会第 77 回総会について

会議名	全国私立学校審議会連合会第 77 回総会
開催方法	書面開催
内 容	<p>○総会（書面開催）</p> <p>＜議題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度事業報告、令和 3 年度決算報告及び監査報告、令和 4 年度事業計画等について提案された。（審議結果とりまとめ中）</li> <li>・令和 4 年度私立学校審議会委員功労者表彰について、本県からは、 福島 和代 元委員 を推薦した。</li> </ul> <p>○第 1 専門部会（専修学校・各種学校）</p> <p>＜議題＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専修学校の目的に応じた分野の区分と各学校の学科との対応について</li> <li>2 専修学校の分校設置について</li> <li>3 専修学校の設置について、同一建物内に当該専修学校以外の施設がある場合における認可手続きについて</li> </ol> <p>○第 2 専門部会（幼稚園・特別支援学校）</p> <p>＜議題＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法第 4 条の規定に基づく幼稚園設置者の変更認可に係る要件について</li> <li>2 特別支援教育の対象児童・生徒に関する考え方及び確認方法について</li> </ol> <p>○第 3 専門部会（小学校・中学校・高等学校関係）</p> <p>＜議題＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 収容定員に係る学則変更認可の審査基準について</li> <li>2 高等学校の収容定員増に係る学則変更の対応について</li> <li>3 高等学校通信教育の質保証の徹底を図るための指導、助言等の状況及び学則変更認可申請時の確認について</li> </ol> <p>○各専門部共通</p> <p>＜議題＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校法人が行う付随事業及び収益事業に係る寄附行為の認可について</li> </ol>